

会議録

会議の名称	平成30年度 第3回 西東京市保健福祉審議会
開催日時	平成30年11月21日(水) 19:00~20:00
開催場所	西東京市役所田無庁舎5階 502会議室
出席者	<p>【委員】須加委員(会長)、熊田委員(副会長)指田委員、浅野委員、伊集院委員、阿委員、清水宣宏委員、海老澤委員、清水文子委員、平委員、山下委員</p> <p>【事務局】健康福祉部長、健康福祉部ささえあい健康づくり担当部長、生活福祉課長、高齢者支援課長、高齢者支援課介護保険担当課長、障害福祉課長、健康課長、健康福祉部主幹、生活福祉課調整係長、同係主事</p>
議題	<p>(1) 諮問事項</p> <p>① 「地域生活支援事業に係る自己負担のあり方について」</p> <p>(2) その他</p> <p>① 「西東京市高齢者福祉施設のあり方について」</p> <p>② その他</p>
会議資料の名称	<p>資料1 地域生活支援事業に係る自己負担のあり方について(案)</p> <p>資料2 西東京市高齢者福祉施設のあり方(案)</p>
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○会長 平成30年度第3回西東京市保健福祉審議会を開始する。</p> <p>○事務局 <欠席委員の確認> ・欠席委員 なし</p> <p>○会長 本日の会議の傍聴希望はあるか。</p> <p>○事務局 1名傍聴希望者がいる。傍聴者の上限は5名であるので、傍聴を許可してよろしいか。</p> <p>○参加委員 異議なし</p> <p>○会長</p>	

本日の配布資料の確認をお願いしたい。

○事務局

— 配布資料の確認 —

○会長

前回の会議録について修正すべき箇所があれば、ご意見を伺いたい。

— 各委員による修正箇所の確認 —

○会長

修正後の確認は一任させていただくということによろしいか。

○参加委員

意義なし

○会長

それでは、議題1「諮問『地域生活支援事業に係る自己負担のあり方について』」に移る。事務局から説明をお願いします。

○事務局

— 配布資料の説明 —

○会長

事務局からの説明に対し、何か質問等はあるか。

○副会長

「3 答申理由」に「(2) 地域生活支援事業は、事業実施主体である自治体が制度設計するものとされているが制度間の均衡を図るため、障害福祉サービスに準じた制度とすべきと考える」とあるが、障害福祉サービスという言葉が曖昧なので、より具体的な表現にしたほうがいいのではないか。

○委員

「1割負担」などの文言がより具体的と言えるのではないか。

○会長

副会長が指摘しているのは「障害福祉サービス」という言葉が漠然としているので、制度名を特定したほうがいいのではということではないのか。

○副会長

委員がおっしゃられたとおりではあるが、それをストレートに書いてしまっているのかという問題がある。今回議論に参加している側にとっては何に準じているかはわかることではあるが、例えば「障害者総合支援法に準ずる」など、もう少しわかりやすい表現にしたほうがいいのではないか。

○会長

制度としては障害者総合支援法でよろしいのか。

○委員

それで十分である。「1割負担」という文言については、検討が必要である。「障害者総合支援法に準じた制度」でよろしいのではないか。

○会長

「障害者総合支援法に基づく…」という表現にしなくてよいか。

○委員

「障害者総合支援法に準じた制度」で十分通じると思う。

○副会長

地域生活支援事業は自治体が設計すべきものであるが、「1割負担」については国の制度に基づいているということが根拠になるので、それを「障害福祉サービス」にしまうと、地域生活支援事業も障害福祉サービスであるので、混乱を招いてしまうのではないかというのが、今回の意見の趣旨である。

○事務局

地域生活支援事業についても障害者総合支援法の中で定められている内容なので、答申事項(1)に、地域生活支援事業の対比として国が定める「介護給付・訓練等給付費」を記載しているので、ご指摘いただいた箇所についても「介護給付・訓練等給付費に準じた制度」という文言にすれば、国基準に基づくことがよりわかりやすくなるのではないかと思われる。

○会長

つまり、「障害者総合支援法の介護給付・訓練等給付費に準じた制度」ということでよろしいか。

○副会長

異論はない。

○会長

他にご意見等がなければ、1人ずつ委員にコメントをもらい、意見を集約したいと思うがよろしいか。

○委員

答申理由(1)中「サービスの利用に支障が生じている状況が事業所へのヒヤリングなどから明らかとなった。」とあるが、事業所ではなくサービスを利用されている方の直接的な意見はなかったのか。サービスを利用されている方の意見のほうがより説得力があると思われる。

○会長

前回の会議で報告があったのは事業所へのヒヤリングということで、直接の利用者からの意見という報告はなかったと思うが、事務局では日常業務の中で利用者との接触はあると思うので、どのような声が上がっているか聞きたい。

○事務局

今回保健福祉審議会への諮問後に、市民の方から陳情が出され、陳情については「移動支援の予約が取りづらい状況の理由というのは、従業者（ヘルパー）の人数が足りないのではないか、また、身体介護あり・なしという区分については車いすの利用あり・なしにつながっているが、例えば実際に車いすは利用していないが行動に強い障害がある知的障害者の方が利用した場合も身体介護なしの区分が該当し低い報酬が支払われることになり、そのこともヘルパーの人数が足りない理由なのではないか」という内容だった。

加えて、窓口等で「利用できない・予約が取れない」という声も上がっており、このような声の総意として陳情が提出されたものと理解している。

○委員

「ヒヤリングなど」の「など」にはそのような声も含まれているということで理解した。

○会長

それでは1人ずつ委員にコメントをいただきたい。

○委員

自己負担のあり方というところでは、一定の受益者負担によって制度の持続性を保つということは必要なことであるが、生活保護世帯・住民税非課税世帯には負担能力につい

での配慮から自己負担を求めないとするは、他の制度との整合性から考えても妥当なところだと思う。また、ヘルパーの確保が困難になっていることへの対応についても様々な取組が必要な状況だと確認し、そのような趣旨も含まれているので、今回の答申内容は妥当なものと思われる。

○委員

答申を見た限り、修正部分も含めて妥当なものと思われる。

○委員

安定した事業運営のためにはある程度の対価が必要なので、答申は妥当なものと思われる。

○委員

修正部分を含めた答申で妥当なものと思われるが、1つ確認したいことがある。自己負担のあり方について、障害福祉サービスについても介護保険制度と同様に2割～3割負担になるような動きを国がしているのか、現段階でわかれば確認しておきたい。

○事務局

障害福祉の分野については、自立支援法が制定されたときに応益負担という考え方が導入され、一定の負担軽減を図った上で、障害者総合支援法につながっているという経緯がある。介護保険制度のように一定程度の所得層の方に対して負担を増やすという考え方は、今のところ国のほうで議論されていないものと把握している。

○委員

この答申で妥当なものと思われる。この答申がサービスを受ける方にとって、サービスを受けやすく、サービスの向上につながるものであると良いと感じるとともに、サービスを提供する側にとっても働き甲斐につながると良い。

○委員

この答申で妥当なものと思われる。サービスを受ける方がより良いサービスを受けられることを期待している。

○委員

この答申で妥当なものと思われる。3回に渡って議論を重ね、それをまとめるのも大変だったのではないかという思いもあるので、ぜひこの答申のように充実を図ってほしい。

○委員

概ねこの答申で構わないが、付帯的などころとして意見を述べておきたい。今回の陳情の中でサービスの利用のしにくさということがあったので、報酬の見直しが本当に支援が必要な方に支援が行き渡るようになっているのか、ヘルパーの確保や経営の安定性・継続性も含めて総合的なものになっているのか、市のほうで検討を続けてほしい。また、ヘルパーの確保により単純なヘルパーの増になるということは、安全性の確保が危ぶまれるので、事業所任せの研修ではなく、しっかりとした国水準の研修を市として積極的に実施してほしい。

○会長

付帯意見として今の発言を載せる形とするので、もう一度意見をまとめて述べてほしい。

○委員

1点目が、「支援がより必要な方に支援が行き渡るよう、単純に報酬を引き上げるだけではなく、安定的な事業者の経営や継続性を踏まえたヘルパーの確保等についても、制度の見直しを含め、総合的な検討をしてほしい。」ということであり、2点目が、「利用者の安全性を担保するよう、市独自の研修の実施や、従業者の積極的な受講を促すような仕組みづくりを検討してほしい。」ということである。

○会長

事務局のほうで今の付帯意見の文案を平委員に確認の上、私のほうで確認という流れでよろしいか。

○参加委員

異議なし

○委員

1点目は、制度の持続可能性を担保するためには一定の自己負担を見直していくことはやむなしと思うが、自己負担を見直すということは当然それなりの利用者の便益が図られることが必要だと思うので、利用しやすい環境を整えることが必要だと思う。

2点目は、今回の見直しが専門職への負担の問題が関わっているが、制度そのものは単独で動いているわけではないので、改めて地域の力との関連も重要になってくる。例えば、同行援護についてはそれを実施したいという方が現れなければ成り立たないが、地域の中でのボランティアや自発的な取組もあわせて見ていきながら制度全体がより充実するように、地域福祉計画の見直しもある中で考えていく必要がある。

○会長

委員全員からコメントが述べられたが、現在の答申案でよろしいということと、付帯

意見については事務局で文案を考えて付け加えるということによろしいかを再度確認したい。

○参加委員

異議なし

○会長

それでは答申書を整理して市長に提出する。

続いて、「西東京市高齢者福祉施設のあり方について」にうつる。事務局から説明をお願いする。

○事務局

— 配布資料の説明・報告 —

○会長

事務局からの報告に対し、何か質問等はあるか。

○委員

計画の中の、「短期目標」「中長期目標」はいつを目処にしているのか。

○事務局

公共施設等マネジメント執行計画では、平成29年度から平成31年度を示した。

短期目標は平成30年度まで、中長期目標は平成45年までとしている。

○委員

高齢者の年齢の枠が幅広くなっていると感じる。身体条件や介護条件だけではなく、年齢幅の中でどのように推移していくのかみていく必要があるのではないか。市内や都内の実態が分かるようになると、具体的に検討できると思う。

事業所だけでなく、地域ぐるみで具体的に高齢者とのかかわり方を考えていきたい。

○委員

泉小学校の跡地利用について、会議の中で検討しているが、全世代型の交流の場が栄えることで、地域全体が栄えるという考え方をもっています。委員のいうように、その地域に住まう人たち全世代が使える拠点があるといい。

○委員

施設利用や計画のことについては、一般市民からすると分からないことも多い。このような会議の場では事務局から提出された資料をもとに検討するのが望ましい。

○副会長

委員のいう「全世代型」の施設利用のように、特化型である「高齢者」「障害者」というものではない。資料の三番目にある地域の健康相談・生活相談の場は生活に近い場での総合相談になる。「わがごと・まるごと」でいう「まるごと」になる。こういった生活の相談の出来る場所、は前述の拠点のような場所を利用していくことについても、今後検討されたい。

○委員

資料の中での「地域利用」の欄では、下保谷福祉会館とひばりヶ丘福祉会館では利用時間が具体的に記載がある。他の施設では記載はない。短期目標では、地域利用のない施設で今後検討するとあるが、そもそも地域利用とは何か。

○事務局

福祉会館は、対象者が60歳以上となっている。地域利用とは年齢に関わらず、地域住民が利用可能になるということ。先ほど委員の皆さんからも、全世代型というキーワードをいただいているので、そこをふまえて、利用されていない施設の見直しを検討する。

○会長

「地域利用」という言葉は行政内で通ずる用語であり、地域住民が全て利用できるという意味だという説明があった。その他に質問はあるか。

○委員

送迎バスの運行について、東側のルートが無いが、理由はなにか。

○事務局

旧市の会館運営状況になる。福祉会館は旧保谷市。住吉老人福祉センターは建替えがあり、老人福祉センターという名称になったが、従来は福祉会館であった。地域に点在した形で会館を建てているが、旧田無市については田無総合福祉センターを拠点とし、送迎バスを運行し、集中させるという運営方法であった。そのため現在もこのような送迎バスの運行ルートになっている。

○委員

短期目標は具体的であるが、それに比べ中長期はあいまいな印象を受ける。中長期の目標をより具体的に短期目標に繋がっていくような表現を盛り込めるとよいのではないか。

○事務局

実際には短期目標の中で検討された内容を中長期に実施していくイメージであった。

その他に検討が困難な、新町福祉会館と保谷障がい者センターの合築の検討が中長期の課題として考えられている。

○会長

短期目標の4番目に記載されている内容は、実際には短期としては難しく、中長期目標になるという見通しであるということか。

○事務局

公共施設等マネジメント執行計画の中で、中長期目標では新町福祉会館のことが示されているので、短期目標から中長期にかかる見込みである。

○会長

専門部会を立ち上げるとのことだが、庁内だけでなく、市民代表や経営者をいれた組織を立ち上げるという説明があった。検討された結果は、保健福祉審議会には報告のみで、再度の審議の場は設けないと考えているか、よろしいか。

○参加委員

異議なし

○会長

「その他」にうつる。事務局から説明をお願いします。

○事務局

本日の議題1については、意見をふまえ、会長と調整の上答申書を作成する。12月に会長と副会長から答申書の交付を予定している。確定した答申及び会議録については、後日郵送させていただく。最後にささえあい・健康づくり担当部長より一言ご挨拶申し上げます。

— ささえあい・健康づくり担当部長より挨拶 —

○会長

これで本日の会議は閉会する。